商品概要説明書

JAクローバローン

(2024年4月1日現在)

商品名	JAクローバローン
ご利用いただける方	○当JAの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方(自営業者の方は前年度 税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本
	人またはご家族の持ち家であること。)。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。
	ただし、以下の資金は対象外とします。
	① JAで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金
	② 負債整理資金
	③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金
	④ 営農資金および事業資金
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、基準金利(パーソナルプライムレート)により、都度見
	直しを行い、適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプラ
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌
	日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わ
	せください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、
	毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、特定月増額
	返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特
	定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、1万円単位

	です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J Aが指定する保証機関 (熊本県農業信用基金協会) の保証をご利用いた だきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	 ○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料(概算)准組合員保証料率: 1.10%(貸付利率 5.925%毎月返済(例)】 お借入期間 1年 2年 3年 4年 5年 保証料(円) 5,573 11,228 16,992 22,866 28,850 ②分割払い
	約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いただきます。 なお、保証料率は年 1.10%です。
団体信用生命共済 (保険)	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 □団体信用生命共済(保険)名 □団体信用生命共済(特約なし)年0.15% 長期継続入院特約付団体信用生命共済年0.20% 三大疾病保障特約付団体信用生命共済年0.20% □体信用生命共済(連生)年0.35% がん保障特約付団体信用生命共済(連生)年0.35% がん保障特約付団体信用生命保険年0.20% がん保障特約付団体信用生命保険年0.30% □域体信用生命保険(する.30%
手数料	 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。 ①全額繰上返済の場合…5,500円 ②一部繰上返済の場合…5,500円 (JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料) ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A本支店(所)または金融部(電話:096-372-6948)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅

	速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等
	を受け付けております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき
	ます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	○熊本県弁護士会
	(紛争解決センター) 電話:096-325-0913
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定
	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる
	場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問
	い合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済
	された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな
	され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に
	お問い合わせください。

J A熊本市